

氏名	かとうあさこ 加藤麻子
学位(専攻分野)	博士(文学)
学位記番号	文博第372号
学位授与の日付	平成18年11月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	文学研究科歴史文化学専攻
学位論文題目	律令制の導入と天皇制

論文調査委員 (主査) 教授 鎌田元一 教授 勝山清次 助教授 吉川真司

論文内容の要旨

本論文は、古代天皇制を律令、特に文書行政との関係において考察することで、天皇制の構築に律令制度が与えた影響を論じることを試みた研究である。

古代天皇制について、かつては天皇の執政・不執政の問題や、天皇対貴族層(太政官)の構図の中での天皇権力や貴族制的要素が論点となってきた。しかし近年、これらの論点が払拭され、天皇と貴族層の役割分担によって律令国家が運営されていたと評価されている。しかし、天子は「律令に拘束されず、法を超越した存在である」との律令法上の位置付けが8世紀(奈良時代)の天皇の実相ではなく、8世紀末(平安時代初頭)の桓武天皇に至り、イデオロギーの転換や唐風化に伴って天皇が律令法の内実を伴った専制君主に移行したとする早川庄八氏以来の見解が、依然として強い影響力を有している。

本論文では、8世紀の天皇の評価が太上天皇や女帝の問題と関連して未だに一定しない状況下で、8世紀末を天皇制の画期と見なす先行研究には疑問があると述べ、8世紀の天皇権力の内部構造を解明し、これをふまえて律令法と天皇権力との関係を論じることを目的として以下の考察を行っている。

第一章「鈴印の保管・運用と皇権」では、鈴印(内印と駟鈴)の保管・運用方法についての制度上の基本原則を解明し、これをふまえて8世紀の政治史を考察する。従来の研究では、政変の際に鈴印を争奪する記事が『続日本紀』に見えることから、その所在が皇権の掌握者を示すという図式が定着し、政治史上の重大な論拠とされてきた。しかし、その所在や運用法についての制度上の原則が明確ではなく、鈴印を論拠とすることには問題があった。そこで本論文では、鈴印に関する基本原則として、①通常は内裏に保管され、特に内印は遷都など特殊な例を除いて外部に持ち出されることがなく、②天皇の日常政務で使用され、令の職掌官たる少納言・主鈴のみが取り扱うという原則が9世紀まで遵守されている、の2点を提示する。さらに、律令文書行政の最高決裁者は天皇であったが、太上天皇が天皇と同様に令の職掌官を通じて鈴印を使用していたという矛盾が生じていたと指摘する。また、鈴印の請進や捺印について令規定が遵守されているという実態や、太上天皇・天皇が律令官司を通じて鈴印を運用するという状況をもとに、太上天皇を含む天皇権力が律令規定に則って行使されていたと論じる。

第二章の「即位の変容と律令天皇制」では、即位儀礼の変容を概観し、これを指標として天皇権力の構造とその変容を論じている。皇位継承儀礼に関する先行研究は、イデオロギーの転換や儀式次第の成立に着目し、8世紀末をその画期としている。本論文では、史料的な制約に起因して8世紀の即位儀礼に関する考察が欠けている点を先行研究の問題点として挙げ、8世紀の皇位継承について次の3点を指摘する。すなわち、①皇太子が天皇となって大権の行使が可能となる即位の日は、神祇令中に踐祚条という明確な法的根拠を有する、②先帝譲位と新帝即位を同日にして、空位を徹底的に避けたのは、最高決裁者である天皇の不在が文書行政の停滞を意味したため、③先帝は新帝即位まで最高決裁者たる立場を維持し、譲位儀礼も未確立であったことは、太上天皇が天皇と同様に律令官司を通じて権力を行使し得たことと対応する、の3点である。ここから、8世紀における天皇の地位や権限の唯一性は律令に基づくものである一方、その天皇権力の内部では、権力放棄が

明確ではなかった太上天皇も天皇権力を行使し得るという矛盾も生じていたことを指摘する。さらに、8世紀末から9世紀初頭にかけて、文書行政の最高決裁者たる天皇の地位の形骸化や太上天皇の権力放棄という天皇権力の変容が、神璽渡御儀礼や譲位儀礼の成立・先帝崩御後の皇太子による執務など、皇位継承儀礼の変容をもたらしたと論じている。

第三章「違勅罪とその意義」では、違勅罪の法的根拠と運用状況を明らかにすることで、律令法と天皇権力との関係を示す一つの指標として、違勅罪の意義を述べる。違勅罪は、平安時代の明法家以来、職制律の詔書施行違条が法的根拠であるとの見解が継承されてきたが、勅断によってその都度量刑を決定する律外の刑罰であるという新見解が近年提示されている。しかし本研究では、個々の法令の分析をもとに、①違勅罪には違犯の抑止力となり得る一定の量刑が科されていた、②法令中の指示の有無に関わらず勅命違犯には違勅罪が適用される、③詔書施行違条はその量刑の重さから勅命に基づく法令違犯すべてに適用される刑罰法規（違勅罪）である、と指摘する。したがって、違勅罪は、律令格式に則って所定の官司が断罪するという律令裁判制度の原則にも適合するものであり、律令法によって、勅命は特に遵守すべき規定として権威付けられ、天皇の権威も保障されていた。また、律は違官罪・違式罪を規定するにも関わらず、違格罪は見えない。しかし、勅命に基づく法令の形をとって出される格が一定の法的権威を有し、重要法規として定立した背景には、詔書施行違条に規定された違勅罪の存在があったと論じている。

第四章「大宝令勅符とその削除の意義」では、大宝公式令の符式条の付則として規定され、養老令では削除された勅符について考察する。勅符については、その史料の難解さと少なさのため、勅符の役割と養老令での削除の理由をめぐって様々な見解が対立してきた。特に先行研究では、勅符と養老令制下の謄写官符との間に差を見出し得なかったため、勅符の削除理由を太政官や弁官の形成過程と結びつけて説明してきた。しかし本研究では、勅符の機能に着目し、①勅符は勅命の下達機能のみを有する文書であった、②そのため勅符は、太政官符の一種でより多くの情報を下達し得る謄詔勅官符に淘汰され、結果として養老令で削除された、との新見解を示した。さらに、大宝令制下では勅命下達のために勅符という特別な書式が規定され、勅命の区別化が図られていたが、文書行政の整備に伴って機能面を重視し、天皇から太政官への分掌が進んだと論じている。

第五章「公式令符式の改訂とその意義」では、大宝令制下における文書行政の独自性について考察する。下達文書である公式令符式条の一部が大宝令と養老令で異なる点について、従来の研究は勅符規定以外にはほとんど注目してこなかった。しかし、本論文はこの改訂箇所に着目し、①大宝令制定の際に唐の符式条の一部を削除して成文したが、養老令ではこの削除部分が復活していたこと、②上申文書である解式条でも符式と同様の改訂が行われていること、の2点を指摘する。①②の改訂により、大宝令では、諸司が発給・受理する文書を太政官が一括して把握する規定となっており、管隸関係にある官司間と国司・省台間で符・解を直接交わすという養老令の規定とは異なっていた。しかし、大宝令では独自の成文の結果、規定の一部に不備が生じたため、養老令では結局唐令に近い形に戻されることになった、と論じている。また、養老令がより完成度の高いもの、大宝令がその発展途上にあるものと見なす旧来の理解に再考を促し、大宝令独自の規定を制定時の政治理念を反映した独自の制度として評価することが必要であると指摘する。

終章では、日本律令と天皇制との関係について、天皇は律令法を修正・改訂することも可能な存在であったと同時に、その天皇の地位・権威は律令法によって法的に保証されており、律令法と天皇は本来、相互補完的な役割を有していたと指摘する。律令法は、勅裁によって格を定立させることで、自己の規定を柔軟に補完しながら有効法として機能することが可能であり、天皇と勅命を他者と区別化することで天皇の権威を保証するとともに、その天皇の勅命によってのみ改訂・修正し得る律令法自体の権威をも保証していたと述べる。

また、今後の課題として、律令制の整備過程や、各律令間の連続性・非連続性、改訂の意義などを視野に入れる必要があることを述べる。特に、大宝令独自の規定は、養老令とは必ずしも同一ではない、制定時の政治理念を反映した独自の制度として評価する必要があることを指摘する。したがって、律令文書行政の成立過程や、その試行錯誤の状況を明らかにすることで、大宝令制定における理念や、大宝令の画期性あるいは飛鳥浄御原令との連続性を確認し、さらにその成果を天皇制の問題に還元していくことが必要であると結んでいる。

論文審査の結果の要旨

本論文は、古代天皇制を律令、特に文書行政との関係において考察することで、天皇制の構築に律令制度が与えた影響を明らかにしようとしたものである。全体は本論五章で構成され、それに研究史と問題の所在を述べた序章、本論文における成果と課題をまとめた終章が付されている。

古代天皇制については、かつては天皇の執政・不執政の問題や、天皇対貴族層（太政官）という対立的図式の下で、それを君主制と見るか貴族制と見るかというような問題が主要な論点となってきた。しかし近年、これらの論点は払拭され、天皇と貴族層の役割分担によって律令国家が運営されていたとする評価が一般化しつつある。その一方、天皇権力と律令法との関係については、なお十分に闡明されているとは言い難いのが現状である。八世紀末の桓武天皇に至り、天皇が律令法の内実を伴った専制君主に移行したとする見解が今日なお強い影響力を有しているが、論者は、八世紀の天皇の評価が太上天皇や女帝の問題と関連して未だ一定しない状況下で、桓武朝を天皇制の画期と見なす先行研究には疑問があることを述べ、八世紀の天皇権力の内部構造を解明し、これを踏まえて律令法と天皇権力との関係を論ずることを目的として、以下の考察を行っている。

第一章「鈴印の保管・運用と皇権」では、鈴印（内印と駅鈴）の保管・運用方法についての制度上の基本原則を解明し、これを踏まえて八世紀の皇権の在り方を考察する。鈴印は、①通常内裏に保管され、特に内印は遷都など特殊な例を除いて外部に持ち出されることなく、②天皇の日常政務で使用され、令の職掌官たる少納言・主鈴のみが取り扱う、という原則が九世紀まで遵守されていたこと、併せて太上天皇が天皇と同様に令の職掌官を通じて鈴印を行使しえたことが指摘される。従来、一般行幸時の内印の携行・不携行については議論があり、また鈴印の所在が皇権の掌握者を示すという観点から、天皇・太上天皇・皇太后（藤原光明子）の権力関係がさまざまに論ぜられてきたが、鈴印の保管と運用についての基本原則が解明されたことは、議論の基礎が定められたものとして意義深い。併せて太上天皇を含む天皇権力が律令規定に則って行使されていたこと、また天皇と太上天皇との間で皇権の遂行主体が二分するという矛盾が生じていたとの指摘も重要である。

第二章「即位の変容と律令天皇制」は、即位儀礼の変化を指標として天皇権力の構造とその変容を論じたものである。皇位継承儀礼に関する先行研究は、主として儀式次第の成立に着目し、八世紀末をその変化の画期とするが、八世紀の即位儀礼に関する考察が欠けており、ためにその変化の意味が明らかにされていない。論者はこの点に関し、①即位の日は、神祇令踐祚条に明確な法的根拠を有する。②先帝譲位と新帝即位を同日にし、空位を徹底的に避けたのは、最高決裁者たる天皇の不在が文書行政の停滞を意味したためである。③先帝が新帝即位まで最高決裁者たる立場を維持し、譲位儀礼も未確立であつたことは、太上天皇が天皇と同様の権力を行使しえたことに対応する、の三点を指摘する。ここでも、八世紀における天皇の地位や権限の唯一性は律令に基づくものであること、天皇権力の内部では、太上天皇も天皇権力を行使しようという矛盾が生じていたことが確認され、神璽渡御儀礼や譲位儀礼の成立、先帝崩御後の皇太子による執務など、八世紀末から九世紀初頭にかけての皇位継承次第の変化は、天皇権力の変容（文書行政の最高決裁者たる地位の形骸化・太上天皇の権力放棄）によるものであることを論じている。

第三章「違勅罪とその意義」は、律令法と天皇権力との関係を示す一指標として違勅罪の法的根拠と運用状況を明らかにし、その意義を論じたものである。違勅罪は、平安時代の明法家以来、職制律の詔書施行違条が法的根拠であるとの見解が継承されてきたが、近年、勅断によってその都度量刑を決定する律外の刑罰であるとの新見解が複数の研究者によって提示され、有力化しつつある。論者は、個々の法令の詳細な検討によってこれを否定し、旧来の伝統的理解こそ正しいことを明らかにし、天皇の権威が律令法によって保障されていたことを確認している。

第四章「大宝令勅符とその削除の意義」、第五章「公式令符式の改訂とその意義」は、共に公式令符式条を素材に律令文書行政の整備過程の一端を明らかにしたものである。勅符については、その史料の少なさと難解さのため、従来、特に養老令における削除の理由をめぐる様々な見解が対立してきたが、論者は、①勅符は勅命の到達機能のみを有する文書であった。②そのため太政官符の一種でより多くの情報を下達しうる謄詔勅官符に淘汰され、結果的に養老令で削除された、との新見解を提示している。大宝令では勅命下達のために勅符という特別な書式が規定され、勅命の区別化が図られたが、文書行政の整備に伴って機能面を重視し、天皇から太政官への分掌が進んだことを論じる。後者では、大宝令制下における文書

行政の独自性について考察を加え、養老令がより完成度の高いもの、大宝令はその発展途上にあるものと見做す旧来の理解に再考を促し、大宝令独自の規定を制定時の政治理念を反映した独自の制度として評価すべきとの重要な指摘を行っている。

以上見たように、本論文は八世紀の天皇権力の構造を特に天皇と太上天皇との関係に焦点をあてて明らかにし、それを踏まえて律令法と天皇権力との関係を論じたものであるが、個々の論考において明らかにされた事実や見解には有益なものが多く、また天皇は律令法を修正・改訂することも可能な存在であったと同時に、その天皇の地位・権限は律令法によって法的に保障されており、律令法と天皇は本来、相互補完的な役割を有していたとの結論も、一定の成果を得たものと評価できる。しかしなお十分ではなく、今後は論者自ら言うように、天皇制の成立過程・律令制の形成過程に遡って両者の関係が解明される必要がある。その意味で、大宝令制にそれ自体独自の歴史的評価を見出すべきとの提言は注目される。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）学位論文として価値あるものと認められる。なお、2006年7月14日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行なった結果、合格と認めた。